

3. 消費者の安全の在り方

(1) 製品製造・サービス提供段階での安全確保

論点2 現行の安全法制は製品を中心に整備されているが、苦情相談の状況等においては、サービス分野の苦情・相談がかなりのウエイトを占めている(参考9)。

例えばエステティックサービス産業における公的資格制度の不備等、サービス分野を中心にルールが十分に定められていない分野が残されている(参考10)といった問題があるが、従来の製品そのものに対する安全のみならず、サービスの安全について対策を検討すべきではないか。

参考9

(苦情相談における商品・サービス別危害情報の状況)

危害情報件数の推移

	1995年度	2001年度
商品	3105件 (84.4%)	3771件 (69.3%)
サービス	572件 (15.6%)	1668件 (30.7%)

サービス分野において危害情報件数の多い商品

- ・エステティックサービス
- ・医療サービス

参考 10

(サービスに伴う安全性の問題事例)

1. エステティシヤンの資格

日本にはエステティシヤンの公的資格制度はなく、民間資格として、日本エステティック協会が認定した“認定校”が認定している資格があり、2001年6月現在までの認定者は16000名である。また、日本エステティック連合が実施している電気脱毛の認定資格(3級~1級)があり、2001年6月現在までの認定者は延べ2000名(実人員1800名)である。エステの需要に対して資格取得者が少ないという問題だけではなく、“認定校”の認定基準、認定校の学習内容、学科試験による資格試験の水準等が適切であるか等の問題もある。

2. 問題点

医行為(医師の医学的判断及び技術をもってするのでなければ人体に危険を及ぼすおそれのある行為)に相当する行為が、医師免許を有しない者により行われている。

医行為の例:

- ・ 毛乳頭等の毛根部分の組織をレーザー等により破壊することによる脱毛行為
- ・ 針先に色素を付け、皮膚の表皮に針を用いて色素を注入するアートメイク行為
- ・ 皮膚の剥離を伴う程度の強い薬品を用いたピーリング行為

届出なしに開業でき、技術的教育を受けていない者でも施術できる。

エステティシヤンの技術不足や不注意により危害が発生した場合もある。

論点3 規制の在り方については、一定の安全性を確保しつつ見直しが進められている中で、事後チェック体制の整備は必ずしも十分とは言えない状況にある。例えば、食品の分野では、一律の基準による規制に代え HACCP が導入されたが（参考11）、その後も牛乳による食中毒事件等を防ぐことができず、監視体制の在り方が問題となった。

事業者の自主性を促しつつ、国の関与の度合いを見直していく中であっても、消費者の安全確保は極めて重要である。そのための行政による検査、監督、調査体制は十分であるか（参考12）。

行政による監視体制を補完する事後チェック体制として、安全基準等を自主ルールとして定める場合の法的な位置付けを検討するとともに、危害発生のおそれがある場合に消費者が行政に対して申立を行う制度（参考13）を活用することも一案ではないか。

参考11

（HACCP システムについて）

HACCP（Hazard Analysis and Critical Control Points：危害分析重要管理点）システムは、米国航空宇宙局（NASA）における宇宙食の製造に当たって食品の安全性を高度に保証する衛生管理手法として開発されたシステム。

この衛生管理手法は、食品の製造業者が食品の製造・加工工程のあらゆる段階で発生するおそれのある微生物汚染等の危害について予め調査・分析（Hazard Analysis）し、この分析結果に基づいて、製造工程のどの段階で、どのような対策を講じれば、より安全性が確保された製品を得ることができるかということを重要管理点（Critical Control Point）として定め、これが遵守されているかどうかについて常時監視することにより製造工程全般を通じて製品のより一層の安全確保を図るというもの。

HACCP システムは、食品の安全性を確保する上で最も効果的かつ効率的な手法であるとして高く評価され、欧米諸国においては、はやくから食品業界に導入が推進されてきた。

我が国では、平成7年の食品衛生法の改正において、HACCP システムによる衛生管理を基礎とした「総合衛生管理製造過程の承認制度（法第7条の3）」を創設し、食品関連施設に対し本システムの導入を推進してきた。

食品衛生法	農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律	不当景品類及び不当表示防止法
<p>○監視体制 7,750名</p> <p>①監視する者・厚生労働省の食品衛生監視員 ・都道府県等の食品衛生監視員 ※食品衛生監視員：医師、歯科医師、薬剤師、獣医師等</p> <p>②役割分担</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> 国 ・全国的な対象を主に担当 ・輸入食品を対象 50名 264名 </div> <p>注：平成14年6月時点</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> 都道府県等 7,436名・食品製造施設、流通製品等 </div> <p>注：平成13年3月時点</p> <p>○通常監視活動 ・食品製造施設等への立入検査、流通製品等の収去検査等を実施。</p> <p>○一斉取締り ・夏期(7月)及び年末(12月)に、一斉取締りを行い、他の食品衛生法規定事項と共に表示についても監視を行っているところ。平成12年度末一斉取締りでは約32万施設に立入検査を行い、1,144件の表示違反を指導。平成13年度夏期一斉取締りでは約48万施設に立入検査を行い728件の表示違反について改善を指導。</p> <p>○適正表示の徹底に係る立入検査・指導 ・3月8日から全国の食肉販売業・処理業、食肉製品製造業、乳処理業等を対象に適正表示に係る立入調査等を実施し、5月24日までに、約18万施設に立入検査及び指導し、食品衛生法違反事例4,330件を確認、改善を指導。</p>	<p>○監視体制 6,004名</p> <p>①監視する者・農林水産省の職員 ・(独)農林水産消費技術センターの職員 ・都道府県の職員</p> <p>②役割分担</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> 国 ・広域業者を対象 ・(複数県に事業所を有する業者) 3,579名 </div> <p>注：平成14年5月時点。(独)農林水産消費技術センターを含む。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> 都道府県 2,425名・県内業者 </div> <p>注：平成14年5月時点</p> <p>○モニタリング調査 ・(独)農林水産消費技術センター年間1万件を超える調査(巡回点検、買上)を実施 ・都道府県 県内の販売業者を対象に実施</p> <p>○表示適正化のための緊急の取組 ・2月28日から全国522の食肉販売業者を対象として表示の実態を調査し、5月24日に結果を公表。 ・2月15日から農林水産省、農林水産消費技術センターに消費者からの情報を受け付ける窓口(食品表示110番)を設置。47都道府県でも110番を開設又は既存の窓口で対応。 ・14年度から消費者を食品表示ウオッチャーとして委嘱。</p>	<p>○監視体制 332名</p> <p>①監視する者・公正取引委員会事務総局の職員 ・都道府県の職員</p> <p>②役割分担</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> 国 51名 </div> <p>注：平成13年度末</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> 都道府県 281名 </div> <p>注：平成13年度末</p>

参考 13

(消費者による申立権)

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年五月十一日法律第百七十五号）

(農林水産大臣に対する申出)

第二十一条 何人も、次に掲げる場合には、農林水産省令で定める手続に従い、その旨を農林水産大臣に申し出て適切な措置をとるべきことを求めることができる。

- 一 格付の表示を付された農林物資が日本農林規格に適合しないと認めるとき。
 - 二 農林物資の品質に関する表示又は指定農林物質に係る名称の表示が適正でないため一般消費者の利益が害されていると認めるとき。
- 2 農林水産大臣は、前項に規定する申出があつたときは、必要な調査を行い、その申出の内容が事実であると認めるときは、第十九条の二（第十九条の五第四項において準用する場合を含む。）及び第十九条の八から第十九条の十一までに規定する措置その他の適切な措置をとらなければならない。

消費生活用製品安全法（昭和四十八年六月六日法律第三十一号）

(主務大臣に対する申出)

第九十三条 何人も、消費生活用製品による一般消費者の生命又は身体に対する危害の発生を防止するために必要な措置がとられていないため一般消費者の生命又は身体について危害が発生するおそれがあると認めるときは、主務大臣に対し、その旨を申し出て、適切な措置をとるべきことを求めることができる。

- 2 主務大臣は、前項の規定による申出があつたときは、必要な調査を行ない、その申出の内容が事実であると認めるときは、この法律に基づく措置その他適切な措置をとらなければならない。

(2) 製品流通後の安全確保
(製造業者・販売業者の責務)

論点 4 現行の安全に関する法体系は製造業者の責務を中心に規定されており、販売業者の責務は製造物責任法における輸入業者の規定など極めて限定的に定められている。しかしながら、販売業者は消費者からのクレーム等、安全に関する情報を有しており、これが早期に把握されることで、危害の発生・拡大を防止することができるものと考えられる。

消費者の安全を確保する上で、卸・小売業者、輸入業者といった販売業者の責務をどのように位置付けていくか。例えば、販売業者に対し、保有する危害情報の報告義務を課すことなどにつき検討すべきか。

参考 1 4

(EU 一般製品安全指令 < 2001 年改正 >)

1 . 一般製品安全指令の概要

一般製品安全指令とは、EU 域内において、統一的で高度な消費者の健康と安全の保護及び EU 域内市場における共通の競争基盤を確立するために、安全な製品のみを市場に供給すべき一般的義務を導入するべく、加盟各国の製品安全に関する制度を調和し、加盟国間の格差を減らすことを目的とする指令である。2001 年 10 月に改正案が欧州議会を通過したが、改正によって一般製品安全指令の射程範囲が明確化され、製品が市場に供給された後の安全性の確保についての規定が充実した。

2 . 製造業者・販売業者の責務

製造業者の責務

- ・ その能力の範囲内で、自ら提供した製品に起因する危険性に関する情報を獲得するための方策、及び必要に応じて製品を市場から回収すること、消費者への警告、リコールを含む適当な対策を講じること (Article 5(1))
- ・ 他の方策が功を奏しない場合の最終手段として、リコールを実施すること (Article 5(1))
- ・ その立場上又は自ら有する専門的知識に基づいて、市場に供給された製品が消費者に危険を及ぼすことを知り、又は知り得べき場合、直ちに所轄官庁に報告すること (Article 5(3))
- ・ その能力の範囲内で、所轄官庁と協力して、自ら供給し、又は既に供給した製品に起因する危険を回避するための方策を遂行すること (Article 5(4))

販売業者の責務

- ・ その能力の範囲内で、自ら供給した製品の安全性の監視とそれらの製品に起

- 因する危険の回避に協力すること。特に、製品の危険に関する情報を提供すること、製品の出自を知るために必要な書類を保管・提供すること、危険回避のために製造業者や所轄官庁が講じる対策に協力すること（Article 5(2)）
- ・ その立場上又は自ら有する専門的知識に基づいて、市場に供給された製品が消費者に危険を及ぼすことを知り、又は知り得べき場合、直ちに所轄官庁に報告すること（Article 5(3)）
 - ・ その能力の範囲内で、所轄官庁と協力して、自ら供給し、又は既に供給した製品に起因する危険を回避するための方策を遂行すること（Article 5(4)）

(監視及び回収)

論点5 製品流通後の監視及び回収義務については、薬品・食品、自動車、消費生活用製品等の分野で既にリコールの制度(参考15・16)が存在しており、個別業法を単位とした対応が図られてきたものの、その分野が極めて限られているうえ、事業者の自主性に任されている面が多いなど、解決すべき点が多い。

EU 一般製品安全指令<2001年改正>(参考17)ではリコールを重視した制度化が進められ、各国は一段と明確にこの制度を採用することになる。

我が国においても、自動車のリコール隠し事件を踏まえ、その再発を防止し、リコールの実施を確実なものとするため、本年7月、道路運送車両法にリコールに関する命令権が創設された。

製品流通後の安全対策強化の観点から、リコールやそれに関連する危険除去制度はどうあるべきか。行政のリコールに関する権限の強化等、リコール制度の充実を検討する必要はないか。

製品の複雑化等により、流通開始当初には危険が十分に予測できなかったが、例えば使用法によっては生命・身体に危険が及ぶことが製品流通後に判明することもあり得る。このような場合にも、消費者の生命・身体に対する危険が生じた場合には危険回避のための措置を行政が命令し得る権限(緊急命令等)を幅広い分野で制度化するなどの仕組みを考える必要はないか。

参考 15

(製品流通後の措置に関する命令規定例)

薬事法(昭和三十五年八月十日法律第百四十五号)

(緊急命令)

第六十九条の二 厚生労働大臣は、医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療用具による保健衛生上の危害の発生又は拡大を防止するため必要があると認めるときは、医薬品、医薬部外品、化粧品若しくは医療用具の製造業者、輸入販売業者若しくは販売業者、医療用具の賃貸業者、国内管理人、第七十七条の五第四項の委託を受けた者又は薬局開設者に対して、医薬品、医薬部外品、化粧品若しくは医療用具の販売若しくは授与又は医療用具の賃貸を一時停止することその他保健衛生上の危害の発生又は拡大を防止するための応急の措置を採るべきことを命ずることができる。

食品衛生法(昭和三十二年十二月二十四日法律第二百三十三号)

第二十二条 厚生労働大臣又は都道府県知事は、営業者が第四条、第五条、第六条、第七条第二項、第九条、第十条第二項又は第十二条の規定に違反した場合においては、営業者若しくは当該官吏吏員にその食品、添加物、器具若しくは容器包装を廃棄させ、又はその他営業者に対し食品衛生上の危害を除去するために必要な処置をとることを命ずることができる。

電気用品安全法(昭和三十六年十一月十六日法律第二百三十四号)

(危険等防止命令)

第四十二条の五 経済産業大臣は、次の各号に掲げる事由により危険又は障害が発生するおそれがあると認めるときにおいて、当該危険又は障害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、当該各号に規定する者に対し、販売した当該電気用品の回収を図ることその他当該電気用品による危険及び障害の拡大を防止するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

ガス事業法(昭和三十九年三月三十一日法律第五十一号)

(災害防止命令)

第三十九条の十八 経済産業大臣は、次の各号に掲げる事由により一般消費者等の生命又は身体についてガスによる災害が発生するおそれがあると認めるときにおいて、当該災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、当該各号に規定する者に対し、その販売し、又は製造した当該ガス用品の回収を図ることその他当該ガス用品による一般消費者等の生命又は身体に

ついでに災害の拡大を防止するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

消費生活用製品安全法（昭和四十八年六月六日法律第三十一号）

（危害防止命令）

第三十一条 主務大臣は、次の各号に掲げる事由により一般消費者の生命又は身体について危害が発生するおそれがあると認める場合において、当該危害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、当該各号に規定する者に対し、販売した当該特定製品の回収を図ることその他当該特定製品による一般消費者の生命又は身体に対する危害の拡大を防止するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（緊急命令）

第八十二条 主務大臣は、消費生活用製品の欠陥により一般消費者の生命又は身体について重大な危害が発生し、又は発生する急迫した危険がある場合において、当該危害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、政令で定める場合を除き、必要な限度において、その製品の製造又は輸入の事業を行う者に対し、その製造又は輸入に係るその製品の回収を図ることその他その製品による一般消費者の生命又は身体に対する重大な危害の拡大を防止するために必要な応急の措置をとるべきことを命ずることができる。

有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律（昭和四十八年十月十二日法律第百二号）

（回収命令等）

第六条 厚生労働大臣又は都道府県知事（保健所を設置する市又は特別区にあつては、市長又は区長とする。以下この条及び次条において同じ。）は、第四条第一項又は第二項の規定により基準が定められた家庭用品の製造、輸入又は販売の事業を行う者がその基準に適合しない家庭用品を販売し、又は授与したことにより人の健康に係る被害が生ずるおそれがあると認める場合において、当該被害の発生を防止するため特に必要があると認めるときは、その者に対し、当該家庭用品の回収を図ることその他当該被害の発生を防止するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 厚生労働大臣又は都道府県知事は、家庭用品によるものと認められる人の健康に係る重大な被害が生じた場合において、当該被害の態様等からみて当該家庭用品に当該被害と関連を有すると認められる人の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質が含まれている疑いがあるときは、当該被害の拡大を防止するため必要な限度において、当該家庭用品の製造又は輸入の事業を

行なう者に対し、当該家庭用品の回収を図ることその他当該被害の拡大を防止するために必要な応急の措置をとるべきことを命ずることができる。

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年十二月二十八日法律第百四十九号）

（災害防止命令）

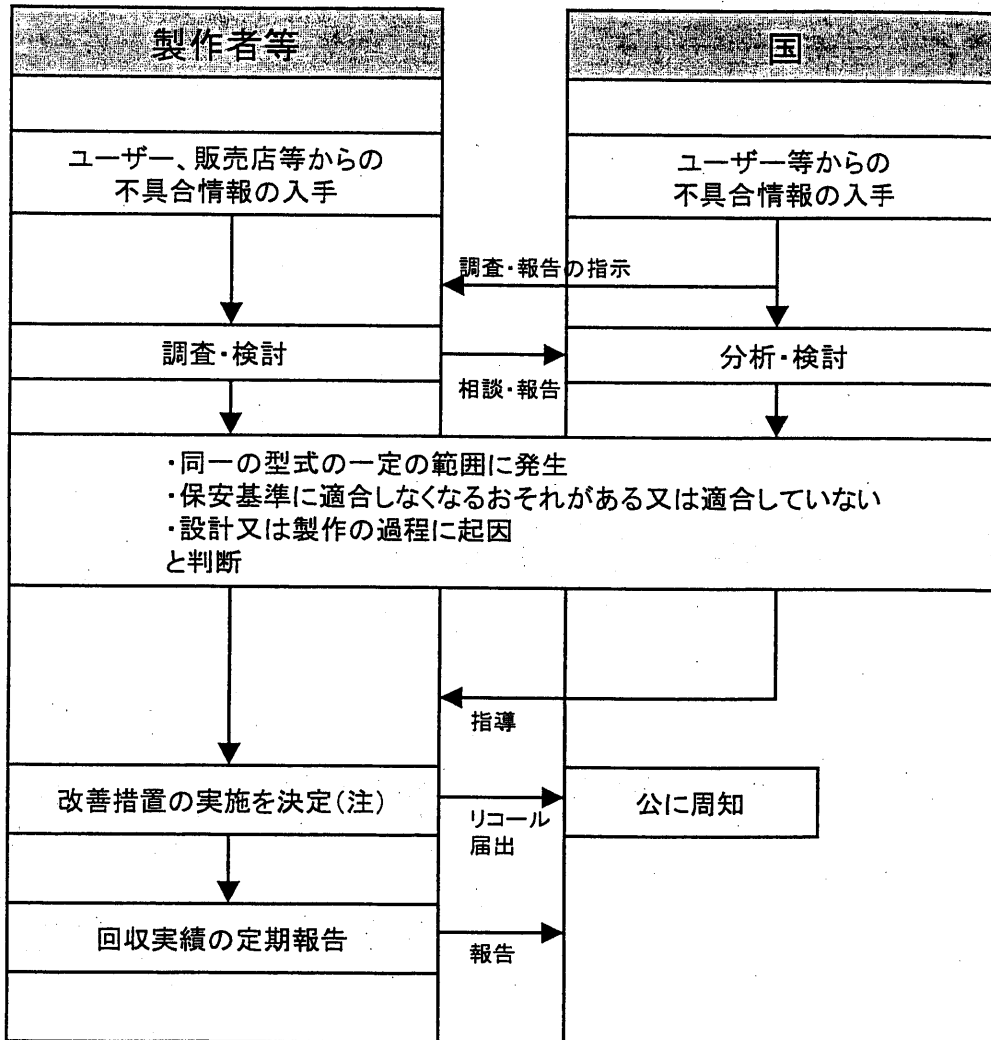
第六十五条 経済産業大臣は、次の各号に掲げる事由により一般消費者等の生命又は身体について液化石油ガスによる災害が発生するおそれがあると認められる場合において、当該災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、当該各号に規定する者に対し、その販売し、又は製造した当該液化石油ガス器具等の回収を図ることその他当該液化石油ガス器具等による一般消費者等の生命又は身体についての災害の拡大を防止するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

参考 16

(自動車のリコール制度)

欠陥車による事故を未然に防止し、自動車ユーザー等を保護することを目的とするものであり、自動車製作者等が、その製作し又は輸入した同一の型式の一定の範囲の自動車の構造、装置又は性能が自動車の安全上、公害防止上の規定（道路運送車両の保安基準）に適合しなくなるおそれがある状態又は適合していない状態で、原因が設計又は製作の過程にあると認める場合に、その旨を国土交通省に届け出て自動車を回収し無料で修理する制度

(道路運送車両法第 63 条の 3)



注：製作者等によるリコールが行われない場合で、国土交通大臣が、事故が著しく生じている等により保安基準に適合していないおそれがあると認めるときには、製作者等に対して改善措置を講ずべきことを勧告できる。仮に製作者等が当該勧告に従わない場合には、その旨を公表できる。

(関連規定)

道路運送車両法 (昭和二十六年六月一日法律第百八十五号)

(改善措置の勧告等)

第六十三条の二 国土交通大臣は、前条第一項の場合において、その構造、装置又は性能が保安基準に適合していないおそれがあると認める同一の型式の一定の範囲の自動車 (検査対象外軽自動車を含む。以下この項及び次項並びに次条第一項から第三項までにおいて同じ。) について、その原因が設計又は製作の過程にあると認めるときは、当該自動車 (自動車を輸入することを業とする者以外の者が輸入した自動車その他国土交通省令で定める自動車を除く。以下「基準不適合自動車」という。) を製作し、又は輸入した自動車製作者等に対し、当該基準不適合自動車を保安基準に適合させるために必要な改善措置を講ずべきことを勧告することができる。

2 国土交通大臣は、前条第一項の場合において、保安基準に適合していないおそれがあると認める同一の型式の一定の範囲の装置 (自動車の製作の過程において取り付けられた装置その他現に自動車に取り付けられている装置であつてその設計又は製作の過程からみて前項の規定により当該自動車の自動車製作者等が改善措置を講ずることが適当と認められるものを除く。以下「後付装置」という。) であつて主として後付装置として大量に使用されていると認められる政令で定めるもの (以下「特定後付装置」という。) について、その原因が設計又は製作の過程にあると認めるときは、当該特定後付装置 (自動車の装置を輸入することを業とする者以外の者が輸入した特定後付装置その他国土交通省令で定める特定後付装置を除く。以下「基準不適合特定後付装置」という。) を製作し、又は輸入した装置製作者等 (自動車の装置の製作を業とする者又は外国において本邦に輸出される自動車の装置を製作することを業とする者から当該装置を購入する契約を締結している者であつて当該装置を輸入することを業とするものをいう。以下この条、次条第二項から第四項まで及び第六十三条の四第一項において同じ。) に対し、当該基準不適合特定後付装置を保安基準に適合させるために必要な改善措置を講ずべきことを勧告することができる。

3 国土交通大臣は、その原因が設計又は製作の過程にあると認める基準不適合自動車又は基準不適合特定後付装置について、次条第一項の規定による届出をした自動車製作者等又は同条第二項の規定による届出をした装置製作者等による改善措置が講じられ、その結果保安基準に適合していないおそれになつたと認めるときは、第一項又は前項の規定による勧告をしないものとする。

4 国土交通大臣は、第一項又は第二項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた自動車製作者等又は装置製作者等がその勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。

5 国土交通大臣は、第一項又は第二項に規定する勧告を受けた自動車製作者等又は装置製作者等が、前項の規定によりその勧告に従わなかつた旨を公表された後において、なお、正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該自動車製作者等又は装置製作者等に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

(改善措置の届出等)

第六十三条の三 自動車製作者等は、その製作し、又は輸入した同一の型式の一定の範囲の自動車の構造、装置又は性能が保安基準に適合しなくなるおそれがある状態又は適合していない状態にあり、かつ、その原因が設計又は製作の過程にあると認める場合において、当該自動車について、保安基準に適合しなくなるおそれをなくするため又は保安基準に適合させるために必要な改善措置を講じようとするときは、あらかじめ、国土交通大臣に次に掲げる事項を届け出なければならない。

一 保安基準に適合しなくなるおそれがある状態又は適合していない状態にあると認める構造、装置又は性能の状況及びその原因

二 改善措置の内容

三 前二号に掲げる事項を当該自動車の使用者に周知させるための措置その他の国土交通省令で定める事項

2 装置製作者等は、その製作し、又は輸入した同一の型式の一定の範囲の特定後付装置が保安基準に適合しなくなるおそれがある状態又は適合していない状態にあり、かつ、その原因が設計又は製作の過程にあると認める場合において、当該特定後付装置について、保安基準に適合しなくなるおそれをなくするため又は保安基準に適合させるために必要な改善措置を講じようとするときは、あらかじめ、国土交通大臣に次に掲げる事項を届け出なければならない。

一 保安基準に適合しなくなるおそれがある状態又は適合していない状態にあると認める特定後付装置の状況及びその原因

二 改善措置の内容

三 前二号に掲げる事項を当該特定後付装置の使用者に周知させるための措置その他の国土交通省令で定める事項

3 国土交通大臣は、第一項又は前項の規定による届出に係る改善措置の内容が、当該自動車又は特定後付装置について、保安基準に適合しなくなるおそれをなくするため又は保安基準に適合させるために適切でないと認めるときは、当該届出をした自動車製作者等又は装置製作者等に対し、その変更を指示することができる。

4 第一項の規定による届出をした自動車製作者等又は第二項の規定による届出をした装置製作者等は、国土交通省令で定めるところにより、当該届出に

係る改善措置の実施状況について国土交通大臣に報告しなければならない。

参考 17

(EU 一般製品安全指令 < 2001 年改正 >)

所轄官庁の権限と義務 (Article 8)

- ・ 安全性調査のために必要な期間、一時的に当該製品の供給・展示等を禁止すること
- ・ 当該製品の販売を禁じ、その禁止が実行されているかチェックすること
- ・ 実質的かつ即時の製品回収及び警告をなすべきことを命じ、又は指示すること
- ・ リコール命令及び製品廃棄命令を発し、又は製造業者及び販売業者と共同してリコール及び製品廃棄を実施すること

製品回収及びリコールの実施方法 (Article 18)

- ・ 製品の市場からの回収及びリコールを行うにあたっては、これをなすべき適切な理由を要する。
- ・ 製品の市場からの回収及びリコール情報は、適切な保障内容とその有効期限を示して、速やかに関係者に通知されなければならない。
- ・ 製品の市場からの回収及びリコールを開始する前に、関係者（製造業者、販売業者等）には意見を述べる機会が与えられなければならない。緊急性を要する場合には開始後にかかる機会を与えなければならない。
- ・ 製品の市場からの回収及びリコールを実施するにあたっては、製造業者、販売業者、消費者等の協力を得られるように配慮しなければならない。

加盟国は、所轄官庁が講じた、製品の流通を制限し、又はその市場からの製品回収もしくはリコールを命じるための施策について、法廷でその適否を問うことができるようにしなければならない。

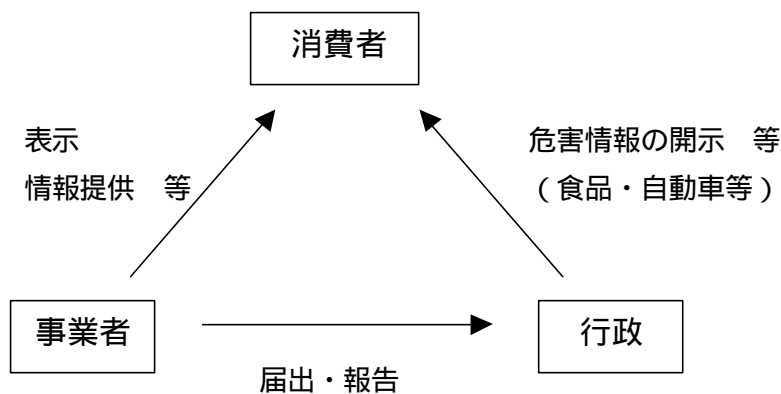
(3) 情報の収集及び提供の在り方
(行政から消費者への情報提供)

論点6 情報の収集及び提供については、情報の非対称性に鑑み、事業者による消費者に対する情報提供は極めて重要である。

他方、行政による消費者に対する危害・欠陥情報の開示については、食中毒及び自動車のリコール(参考18)に関して実施されているものの、明確に制度化されていないものも多い。また、最近のダイエット用健康食品による健康被害の問題においても、保健所、消費生活センター等からの危害・欠陥情報の迅速な収集体制の強化が課題となっている。

これらを踏まえ、行政から消費者への危害・欠陥情報の開示の仕組みを幅広い分野で制度化する必要があるか。

- ・どのような情報を対象とするか
- ・どのような形で情報を開示するか
- ・どのような手段により透明性を確保するか
- ・関係機関(各省庁、保健所、消費生活センター等)はどのように連携すべきか
- ・諸外国の行政機関に対して情報の開示を求める必要があるか



参考 18

(行政からの情報提供事例)

1. 食中毒関連情報

厚生労働省は、食中毒関連情報についてホームページ上で公開している。

(食中毒関連情報ホームページ)

<http://www.mhlw.go.jp/topics/syokuchu/index.html>

2. 自動車のリコール情報

国土交通省は、リコール情報についてホームページ上で公開している。また、ユーザー等から車両不具合の情報をも収集し、ホームページ上で事例を紹介している。

(リコール情報ホームページ)

<http://www.motnet.go.jp/carinf/ris/not.asp?No=118620>

(ユーザー等からの車両不具合の情報ホームページ)

<http://www.motnet.go.jp/carinf/opn/asp/opnbrw.asp>

参考 19

(行政からの情報提供に係る規定)

EU 一般製品安全指令

情報公開について (Article 16)

加盟国の所轄官庁及び EC 委員会が入手した製品の安全に関する情報は、原則公開される。特に EU 市民にとって、製品の特定に関する情報、危険及び講じられた対応策の内容に関する情報はアクセス可能でなければならない。加盟国及び EC 委員会は、当該情報を人々の健康と安全を守るために公表しなければならない場合を除いて、公務員としての守秘義務を守ること。当該義務は EC 委員会の職員にも適用される。

(事業者からの情報提供)

論点7 現行の法制度における事業者の情報提供についてみると、行政への危害・欠陥情報の報告義務を課しているものは道路運送車両法に基づくリコールの届出、薬事法に基づく副作用・回収の報告等(参考20)、少数にとどまっている。このため、例えば、テレビの欠陥による発火事故について行政への報告がなされず、回収が遅れるといった問題が生じている。

また、消費者に対する情報提供について、食品の分野では、BSEの問題を契機として履歴情報の追跡可能性を高めることが求められている(参考21)。

危害・欠陥情報等に関し、事業者による行政への報告義務や消費者への情報提供を幅広い分野で制度化する必要があるか。

官公署に対しては情報公開法に基づく公文書の適切な管理・公開が義務付けられているが、事業者に対して文書管理義務を負わせることができるか。生産から販売までの各段階の事業者に、経路特定性を高めるための伝票管理を徹底する方策を考える必要はないか(食品の産地から消費までの経路特定性を高める情報保全措置の導入等)

参考20

(行政への危害情報の報告を義務づける規定例)

道路運送車両法

(改善措置の届出等)

第六十三条の三 自動車製作者等は、その製作し、又は輸入した同一の型式の一定の範囲の自動車の構造、装置又は性能が保安基準に適合しなくなるおそれがある状態又は適合していない状態にあり、かつ、その原因が設計又は製作の過程にあると認める場合において、当該自動車について、保安基準に適合しなくなるおそれをなくするため又は保安基準に適合させるために必要な改善措置を講じようとするときは、あらかじめ、国土交通大臣に次に掲げる事項を届け出なければならない。

一 保安基準に適合しなくなるおそれがある状態又は適合していない状態にあると認める構造、装置又は性能の状況及びその原因

二 改善措置の内容

三 前二号に掲げる事項を当該自動車の使用者に周知させるための措置その他の国土交通省令で定める事項

2 装置製作者等は、その製作し、又は輸入した同一の型式の一定の範囲の特定後付装置が保安基準に適合しなくなるおそれがある状態又は適合していない状態にあり、かつ、その原因が設計又は製作の過程にあると認める場合において、当該特定後付装置について、保安基準に適合しなくなるおそれをなくす

るため又は保安基準に適合させるために必要な改善措置を講じようとするときは、あらかじめ、国土交通大臣に次に掲げる事項を届け出なければならない。

一 保安基準に適合しなくなるおそれがある状態又は適合していない状態にあると認める特定後付装置の状況及びその原因

二 改善措置の内容

三 前二号に掲げる事項を当該特定後付装置の使用者に周知させるための措置その他の国土交通省令で定める事項

3 国土交通大臣は、第一項又は前項の規定による届出に係る改善措置の内容が、当該自動車又は特定後付装置について、保安基準に適合しなくなるおそれをなくするため又は保安基準に適合させるために適切でないと認めるときは、当該届出をした自動車製作者等又は装置製作者等に対し、その変更を指示することができる。

4 第一項の規定による届出をした自動車製作者等又は第二項の規定による届出をした装置製作者等は、国土交通省令で定めるところにより、当該届出に係る改善措置の実施状況について国土交通大臣に報告しなければならない。

薬事法

(副作用等の報告)

第七十七条の四の二 医薬品、医薬部外品、化粧品若しくは医療用具の製造業者若しくは輸入販売業者又は外国製造承認取得者若しくは国内管理人は、その製造し、若しくは輸入し、又は承認を受けた医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療用具について、当該品目の副作用によるものと疑われる疾病、障害又は死亡の発生、当該品目の使用によるものと疑われる感染症の発生その他の医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療用具の有効性及び安全性に関する事項で厚生労働省令で定めるものを知つたときは、その旨を厚生労働省令で定めるところにより厚生労働大臣に報告しなければならない。

(回収の報告)

第七十七条の四の三 医薬品、医薬部外品、化粧品若しくは医療用具の製造業者若しくは輸入販売業者又は外国製造承認取得者若しくは国内管理人は、その製造し、若しくは輸入し、又は承認を受けた医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療用具の回収に着手したとき(第七十条第一項の規定による命令を受けて回収に着手したときを除く。)は、その旨を厚生労働省令で定めるところにより厚生労働大臣に報告しなければならない。

参考 2 1

(牛肉のトレーサビリティシステムの概要)

食品の安全性や品質に対する消費者の関心の高まりから、農林水産省において、平成 13 年度より IT を活用して、食品の生産・製造方法等に関する情報を食品とともに流通させ、消費者に対する情報提供や食品事故（食中毒等）の原因究明に活用するためのシステム（トレーサビリティシステム）の開発及び実証試験に取り組んでいた。

しかし、昨年 9 月、我が国において初めて BSE に感染した乳牛が確認されたことをきっかけに、緊急的に牛肉等のトレーサビリティシステムの構築に取り組むこととされ、牛 1 頭毎の生産履歴情報を店頭端末やインターネットで消費者自らが検索できるシステムについての実証実験が開始された（平成 14 年 2 月～）。また、同時に、野菜（トマト）及び緑茶飲料についてのトレーサビリティシステムについても実証実験が開始された。

<牛肉のトレーサビリティシステムの内容>

商品に付されている番号を、店頭に設置されている端末に入力すると、生産履歴情報、BSE 検査結果情報等の各種情報を見ることができる。

生産者履歴情報では以下の情報を確認することができる。

- (1) 出荷日
- (2) と畜日
- (3) 出荷先
- (4) 出荷者（氏名、住所、電話）
- (5) 品種
- (6) 性別
- (7) 生年月日
- (8) 導入月日
- (9) 子牛導入市場名
- (10) 飼料給与についての情報
等

論点 8 最近の相談事例を見ると、適切な表示と情報提供により被害が少なくできるものも多く、警告表示のあり方が重要となっている。これらの中には、アレルギー反応や誤使用によるものなどが多いが、例えば、子どもが清涼飲料と間違えて低アルコール飲料を飲んでしまった事例、目薬と間違えて他のものを点眼した事例が見られる（参考 2 2）。

安全に関する表示（取扱説明等）はどうあるべきか。消費者にわかりやすい表示となっているかといった観点から点検の必要はないか。

マーク制度（参考 2 3）の活用可能性について、検討の必要はないか。

参考 2 2

（表示に係る問題事例等）

- （1）サワー、チューハイなどと呼ばれる果汁や炭酸入りの低アルコール飲料（リキュール類等）の中には、ラベルに果物の図柄などを目立つように表示し、一見して清涼飲料水と区別がつかないようなものが出てきている。実際に、子供や高齢者が誤飲して中毒をおこした事例が国民生活センター等に寄せられている。これらについて、現行の法令では規制がなされていないが、業界では自主基準を制定して「お酒」であることがすぐにわかるよう配慮することとしている。
- （2）目薬ではないものを間違えて点眼し、目を傷つけてしまったという事例が多数報告されている。目薬は一般的に容器が小さいため、その名前や注意表示も小さめであること、水虫薬など目薬以外にも液体を滴下して使用する医薬品があることなどが原因と考えられる。厚生労働省（旧厚生省）は通知を出し、目薬以外の誤用を招きやすい形をした医薬品について「目に入れない」旨の文字を赤字で入れるよう指導している。

参考 2 3

(安全に関する主な表示の分類)

1. 安全基準クリアを示す表示

- ① 義務マーク：メーカーが製品検査を行い、基準適合品に付けるマークと、さらに第三者検査機関の適合性検査を受け、かつその証明書の交付を受けた製品に付けるマークがある。このマークがないと製品は販売できない。
 - ・ 消費生活用製品安全法 (PS-C マーク) * 図 1
 - ・ 電気用品安全法 (PS-E マーク)
 - ・ ガス事業法 (PS-TG マーク)
 - ・ L P G 法 (PS-LPG マーク)
 - ・ 消防法 (国家検定合格之証)
- ② 任意マーク：国や自治体が定める一定基準に適合する製品にはマークを付けることができる。マークを付けるか否かは事業者の任意。
 - ・ 工業標準化法 (JIS マーク)
 - ・ J A S 法 (JAS マーク)

2. 警告表示

- ① 法律による義務表示
 - ・ 薬事法
 - ・ 電気用品安全法
 - ・ 家庭用品品質表示法
 - ・ 有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律 * 図 2
- ② 規格による表示
 - ・ JIS S 0101:2000 * 図 3
- ③ 自主基準による表示

3. 損害賠償制度のある表示

業界団体の安全基準に合格した製品にマークを付け、マーク付きの製品の欠陥が原因で事故が生じたときに、一定額の範囲で損害賠償される。

- ・ (社) 日本ホームヘルス機器工業会 (HAPI マーク) * 図 4
- ・ (財) ベターリビング (BL マーク)
- ・ (社) 日本煙火協会 (SF マーク)
- ・ (社) 日本玩具協会 (ST マーク)
- ・ (財) 製品安全協会 (SG マーク)

4. その他表示

- ・ 食品衛生法 (添加物、消費期限又は品質保持期限、保存方法、アレルギー物質を含む食品についてはその旨等)
- ・ 薬事法 (用法、用量、使用及び取扱い上の必要な注意、化粧品の場合は全成分等)

図 1

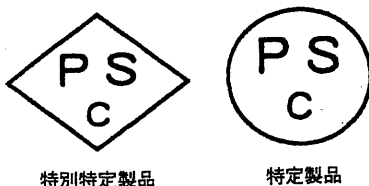


図 2

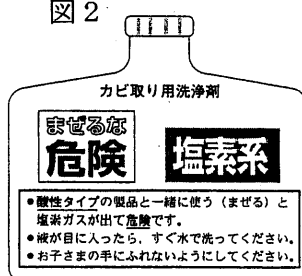


図 3

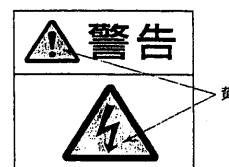


図 4



※「暮らしの中の表示とマーク」加藤久明編
をもとに内閣府作成。

(4) 被害の事後的な救済

論点 9

製造物責任法が施行されて約 7 年が経過したが、消費者が遭遇する被害とその後の事後救済の実情をどのように評価するか (参考 2 4 ・ 2 5 ・ 2 6 ・ 2 7) 。

- ・ 苦情相談・訴訟の件数
- ・ 対象となる製造物の範囲 (不動産等)
- ・ サービスの取扱い
- ・ 欠陥・因果関係の立証
等

参考 2 4

(製造物責任法施行 6 年目の製品事故に係る苦情相談の動向について)

平成7年7月の製造物責任法の施行以降、製造物責任制度の定着の状況を把握するため、都道府県、政令指定都市の消費生活センターおよび国民生活センターに対して、製品事故に係る苦情相談の受付件数について毎年調査を実施しており、今般、施行後6年目(調査対象期間は平成12年7月～平成13年6月)の調査結果を取りまとめた。

区分	期 間	全苦情相談 受付件数	うち製品事 故に係る苦 情相談件数	うち拡大損害を伴った 苦情相談件数		うち当該 センターで 処理済み	P L 関連 問い合わせ 件数
消費生活センター	法施行前 1 年	242,403	2,670	964	---	815	613
	法施行後 1 年目	288,470	5,283	2,285	(482)	1,863	973
	法施行後 2 年目	314,169	4,884	2,418	(949)	1,951	256
	法施行後 3 年目	326,592	3,996	2,420	(1,461)	1,969	107
	法施行後 4 年目	315,418	3,501	2,231	(1,987)	1,747	103
	法施行後 5 年目	348,591	3,527	2,179	(1,764)	1,716	131
	法施行後 6 年目	402,101	3,837	2,283	(1,668)	1,889	100
国民生活センター	法施行前 1 年	7,207	401	211	---	208	38
	法施行後 1 年目	7,144	482	323	(123)	282	52
	法施行後 2 年目	7,854	421	327	(156)	295	16
	法施行後 3 年目	7,514	402	289	(175)	239	5
	法施行後 4 年目	7,370	349	267	(163)	224	2
	法施行後 5 年目	7,484	237	182	(100)	144	12
	法施行後 6 年目	8,572	367	288	(193)	242	3
合 計	法施行前 1 年	249,610	3,071	1,175	---	1,023	651
	法施行後 1 年目	295,614	5,765	2,608	(605)	2,145	1,025
	法施行後 2 年目	322,023	5,305	2,745	(1,105)	2,246	272
	法施行後 3 年目	334,106	4,398	2,709	(1,636)	2,208	112
	法施行後 4 年目	322,788	3,850	2,498	(2,150)	1,971	105
	法施行後 5 年目	356,075	3,764	2,361	(1,864)	1,860	143
	法施行後 6 年目	410,673	4,204	2,571	(1,861)	2,131	103

- (注) 1. 法施行前1年とは平成6年7月～平成7年6月。法施行後1年目とは平成7年7月～平成8年6月。以後、同様に7月～翌年6月までの期間を調査対象期間としている。
 2. 拡大損害とは、商品の欠陥が原因で、身体・生命あるいはその商品以外の財産に拡大して損害が生じることを指す。
 3. 拡大損害を伴った苦情相談件数欄の()内は、平成7年7月以降流通におかれた製造物に係る苦情相談件数。
 4. 当該センターで処理済の件数は、苦情等を受け付けた当該調査期間内に処理が終了した件数。
 5. P L 関連問い合わせとは、法律の内容等の単なる問い合わせ。

(平成14年2月27日)

参考 2 5

民間の製品分野別裁判外紛争処理機関相談受付状況

民間裁判外紛争処理機関名	開設日	業務内容	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	計
医薬品 PLセンター	H7.7.1	相,照,調,斡	906	1,027	972	1,084	968	1,079	6,036
化学製品 PL相談センター	H7.6.1	相,苦,斡,照	918	1,080	1,080	1,002	857	864	5,801
ガス石油機器 PLセンター	H7.4.1	相,斡,裁	1,415	1,900	2,338	2,390	2,433	2,645	13,121
家電製品 PLセンター	H7.3.1	相,斡,裁	1,927	1,222	1,053	1,022	1,147	1,555	7,926
(財)自動車製造物責任相談センター	H7.4.1	相,斡,裁	1,665	1,962	1,925	1,777	1,843	2,966	12,138
住宅部品 PLセンター	H6.9.1	苦,照,斡,調(注4)	619	452	309	506	585	118	2,589
消費生活用製品 PLセンター	H7.6.1	相,斡,調	1,263	1,000	931	897	924	885	5,900
生活用品 PLセンター	H7.7.1	相,照,斡,調	645	838	743	727	761	784	4,498
日本化粧品工業連合会化粧品 PL相談室	H7.6.1	相,苦,斡	23	31	46	43	46	20	209
防災製品 PLセンター	H7.7.1	相,苦,照,斡,調	192	121	69	76	29	47	534
プレジャーボート製品相談室	H9.7.23	相,苦,照,斡,調	-	-	25	28	11	13	77
合 計			9,573	9,633	9,491	9,552	9,604	10,976	58,829

- (注) 1. 「相」は相談, 「苦」は苦情処理, 「照」は照会, 「斡」は斡旋, 「調」は調停, 「裁」は裁定
 2. 平成7年度の相談件数は, 年度途中に設置された機関については, PLセンター開設時から平成8年3月末までの相談件数。
 3. 各機関の受付状況は, 各機関に聴き取りを行い集計したもの。
 4. 平成12年4月より住宅部品 PLセンターでは, 苦情処理, 照会, 斡旋, 調停のみ。相談, 苦情処理, 照会は住宅紛争処理支援センターで行っている。

製造物	提訴日	被告	訴訟額	訴訟結果
1. 紙パック容器	H7.12.24	アイスターメーカー、紙パックメーカー	91万円	H11.9.8 地判 請求棄却、H11.9.22 控訴、H12.2.29 東高判 請求棄却 確定
2. 融雪装置	H8.8.8	パイプ加工会社	5,124万円	H11.11.19 和解
3. カットベーコン	H8.11.18	食品メーカー	95万円	H10.6.15 和解
4. 学校給食	H9.1.16	地方公共団体	7,770万円	H11.9.10 判決 確定 被告に約4,500万円の支払いを命ずる。製造物責任法には触れず、国家賠償法における過失があると認めた。
5. 生ウニ	H9.1.22	輸入会社、水産物卸売会社	3,495万円	H11.2.25 判決 請求棄却 確定
6. 合成洗剤	H9.2.5	台所用洗剤製造・販売会社	70万円	H10.8.26 和解
7. 駐車場リフト	H9.5.13	カーリフトメーカー等	1,815万円	H10.6.18 裁判外の和解、H10.6.22 訴えの取下げ
8. プラスチック製の食品容器を裁断して自動搬送する機械	H9.8.8	油圧裁断機メーカー 合成樹脂成型加工販売会社	5,700万円	H12.6.29 判決 合成樹脂成型加工販売会社に1,490万円の支払いを命じ、油圧裁断機製造会社への製造物責任法は否定、H12.7.19・H12.7.26 各控訴、H13.4.12 判決 両者に連帯して2,407万円の支払いを命じ、製造物責任法を肯定、H13.4.24 上告受理申立、H14.6.28 不受理決定
9. 耳垢取り器	H10.1.22	食料品等の輸入・販売会社	約60万円	H10.5.7 和解
10. ルームエアコン	H10.3.2	電機製品メーカー、設置会	420万円	H10.9.7 訴えの取下げ
11. オレンジジュース	H10.5.15	飲食物の販売等会社	40万円	H11.6.30 判決 被告に10万円の支払いを命ずる、H11.7.13 控訴、H12.5.10 和解
12. ソフトウェア	H10.6.23	プログラム開発会社 コンピューターリース会社	約1,170万円	H13.2.13 判決 請求棄却 PL法適用の有無には触れず、H13.2.23 仙台高裁に控訴、H14.3.8 判決 請求棄却 確定
13. 化粧品	H10.7.21	化粧品製造・販売会社	660万円	H12.5.22 判決 請求棄却
14. 縫合糸	H10.7.22	手術用縫合糸輸入販売業者	約4,960万円	H11.1.27 別訴(市民病院)和解、H11.2.10 訴えの取下げ
15. 漢方薬	H10.10.8	医薬品等の輸入販売会社	約8,160万円	H14.4.22 判決 被告に3,350万円余りの支払いを命ずる。製造物責任法は適用せず、不法行為に当たると認めた。H14.5.1 原告控訴、H14.5.7 被告控訴
16. こんにやく入りゼリー	H10.10.30	食品メーカー	5,945万円	H13.2.23 和解
17. エアバッグ	H10.11.9	自動車輸入販売・修理等会	21,096万円	H12.2.29 和解
18. 電気ポット	H10.12.14	電気ポットメーカー	約2,500万円	H11.9.27 裁判外の和解、H11.10.1 訴えの取下げ
19. ベビーシューズ	H11.5.25	幼児・子供服メーカー	約104万円	H13.7.17 判決 請求棄却 確定
20. 輸入瓶詰オリーブ	H11.2.15 (第一事件) H12.2.1 (第二事件) H12.11.28 (第三事件)	オリーブ輸入会社(第二・第三事件) レストラン経営者(第一事件)	1,470万円 (第一事件) 1,321万円 (第二事件) 1,719万円 (第三事件)	H13.2.28 判決 確定 第一、第二事件820万円 第三事件350万円の支払いを命ずる
21. 自動車	H11.11.18	自動車メーカー	11,589万円	係争中
22. 自動車凍結防止カバー	H11.12.17	カバーメーカー	約4,084万円	H13.4.26 判決 被告に2,855万円余りの支払いを命ずる、H13.5.10 控訴
23. 船舶エンジン	H11.12.21	船舶エンジンメーカー	約330万円	係争中
24. 自動販売機	H11.12.27	自動販売機所有者、同社より自販機の貸与を受け原告に無償貸与・設置させてい	1,472万円	H14.5.29 請求棄却、H14.6.10 控訴
25. 学校給食用ガラス皿<注1>	H11.12.27	ガラス皿メーカー、輸入・販売会社、地方公共団体	1,533万円	H13.10.26 地方公共団体と和解、H13.12.12 米国の生産会社と和解、輸入加工販売会社への訴え取下げ
26. 自動車	H12.1.24	自動車メーカー	約553万円	H13.12.19 判決 請求棄却 確定

27. 電動車いす	H12.3.21	電動車いすメーカー	2,860万円	H14.4.12 和解
28. カップ麺	H12.6.6	カップ麺メーカー	99万円	H12.12.25 和解
29. 学校給食用ガラス皿 <注 2 >	H12.8.10	ガラス製食器メーカー、販売会社、国	1,440万円	係争中
30. 野菜ジュース	H13.1.26	野菜ジュースメーカー	660万円	係争中
31. 乳製品	H13.7.12	乳製品メーカー	約6,600万円	係争中
32. 医療過誤と医療器具	H13.12.26	医療器具製造販売会社、医療器具輸入会社、東京都	約8,200万円	係争中
33. 骨折固定髄内釘	H14.2.20	医療器具輸入会社	273万円	係争中
34. 自動車	H14.2.21	自動車メーカー	約386万円	係争中
35. 医療過誤と医療器具 <注 3 >	H14.2.22	医療器具製造販売会社、医療器具輸入会社、東京都	約8,200万円	係争中
36. 漢方薬 <注 4 >	H14.7.8	医薬品等の輸入販売会社	約6,025万円	係争中

これらの製造物責任法に基づく訴訟は、新聞情報等によりこれまでに内閣府が把握できたものだけを記載しているため、記載漏れなどの可能性があります。

欄外の「*」印は、製造物責任法に基づく原告勝訴の判例。

<注 1 > 地方公共団体に対しては、国家賠償法 1 条に基づく請求である。

<注 2 > 国に対しては、国家賠償法第 1 条、第 2 条に基づく損害賠償である。

<注 3 > 平成13年12月26日に提訴された訴訟と、同じ病院で同じ内容（事件の原因及び内容・被告 3 者・原告側弁護士・訴訟額）で起こったものである。

<注 4 > 平成10年10月8日に提訴された訴訟と、被告会社・対象医薬品とも同じであり、原告側弁護士も同じである。

参考 27

(関連判例 - 民法の不法行為責任が追及された事例を含む - の概要)

1 . 事実上の推定を活用した判例

(1) ジュース PL 事件 (名古屋地裁平成 11 年 6 月 30 日)

買ったジュースを飲んだら、異物が混入しており喉を傷つけ出血した消費者が、PL 法、民法に基づき損害賠償請求をした事案。裁判所はジュースの製造工程、販売、飲食の経過を詳細に認定した上で、「ジュースに異物が混入する可能性は否定できない」とし「ジュースが通常有すべき安全性を欠いていたから「欠陥」があると認められる」と判断した。また「これ以上、原告に異物の特定を求めることは酷である。それがいかなるものであろうと、本件ジュースに、それを飲んだ人の喉に傷害を負わせるような異物が混入していたという事実自体は明らかである以上、異物の正体が不明であることは、右認定に影響を及ぼさない」と明快に判示し、PL 法 3 条に基づき請求を認容した。

2 . 立証負担軽減判例

(1) 冷凍庫発火事件 (東京地裁平成 11 年 8 月 31 日)

冷凍庫からの出火につきメーカーの過失が認められ、合計約 900 万円の損害賠償が命じられた事例。

判決では、本件冷凍庫が置かれた場所とその裏側に当る本件板壁の焼損の位置が対応する関係にあり、かつ、右板壁の部分が他の箇所に比べて焼損の程度が著しい、本件冷凍庫と冷却機能という点で類似する冷蔵庫からの発火による火災が毎年複数件みられる、本件火災にはその他の原因は見当らない等の事実認定を行い、本件火災は本件冷凍庫を発生源とするものであることを推認することができ、本件では、右推認を覆すに足りる反証がされていないのであるから、本件火災は、本件冷凍庫を発生源とするものであるとの事実を推認する他ないと判断した上で、原告は本来の使用目的に従って冷蔵庫を使用したにもかかわらず冷凍庫が発火し、本件火災の発生源となったものであるから本件冷凍庫は欠陥があったものといわざるを得ないとされ、メーカーに損害賠償が命じられた。

3 . 因果関係・欠損の立証ができなかった敗訴判決

(1) ゴルフクラブ事件 (岡山地裁平成 10 年 11 月 24 日)

原告は、ゴルフクラブを使用中に折損した事故でメーカーに損害賠償を求めた。本件ゴルフクラブの折損の原因が金属疲労によるもので

あることは当事者間に争いが無い。しかし、判決は、通常予想される使用を繰り返すだけでは、疲労破壊を生じることはなく、原告が週に2、3度練習場で練習し、つきに1、2度の割合でゴルフコースでプレーし、その他河原で練習し、特にシャンクが多かったという原告の使用形態に疲労亀裂の原因があった可能性も否定できないとして、原告の請求を棄却した。

(2) 染毛剤事件(名古屋地裁平成11年2月9日)

美容院においてヘアダイ(染毛)の施術を受けた原告が、染毛剤中の有機物質の溶けた霧状の水滴(モイスト)を吸引ないし被爆し、その結果、咽頭炎、両眼結膜炎に罹患した事件。裁判所は、原告がモイストを吸引ないし被爆したことは認めながら、モイスト中にヘアダイ剤中の有毒物質が含まれていた結果として原告が健康状態を害されて咽頭炎等に罹患した事実を認定することはできないとして請求を棄却した。

(3) ワープロ火災事件(東京地裁平成11年3月29日)

ワープロ本体又はワープロのACコードから出火して火事になったとして、ワープロ本体のメーカー、表示上のメーカー、コードメーカーを被告に約1億円の損害賠償を請求した。判決は、被告提出の指摘鑑定、社内実験等を採用し、原告の目撃・消火状況の供述は信用できず、請求原因事実の証明がないとして請求を棄却した。

4. 勝訴的和解

(1) 加湿器欠損火傷事件(東京平成10年12月22日提訴前和解)

水を電熱で沸騰させる方式の加湿器を生後8か月の幼児が転倒させ火傷した事故で、被害者側は、他社の加湿器と比較して、重心バランスが悪く転倒しやすいこと、転倒した際に大量の熱湯が容易に流出すること、メーカー自身既に製品を改良していること等の欠陥を指摘してメーカーに損害賠償の請求をし、双方弁護士代理人により交渉が重ねられた結果、メーカーが800万円を支払うことで和解が成立した。

(2) 草刈機失明事件(東京地裁平成11年4月6日和解)

動力刈り払い機(草刈機)を使用中、刈り刃が欠けて目に刺さり1眼を失明した事故つき、原告は、同種事故が古くから多数発生していることを、農業関係、眼科医学会等の文献から立証し、警告表示の不

備を中心に責任を追及し、5割の過失相殺によるメーカー責任容認判決に相当する和解が成立した。

(出典：中村雅人「PL事件の現状」

<東京都生活文化局「くらしの安全情報」2000.2>をもとに作成)